

墓地経営許可申請手続の流れ

(1) 事前届出（申請をする 60 日前までに）

墓地経営の許可申請をする 60 日前までに市に事前協議書（様式第 1 号）を市に提出し、墓地を経営するにあたりどういった手続が必要になるか市の指導を受けてください。

(2) 標識設置（申請をする 30 日前までに） 説明会の実施

申請をする 30 日前までに墓地設置に関する標識を設置し、周辺住民への説明会を行い墓地設置の計画を周知してください。周知が完了した後は墓地等の計画に関する標識設置及び説明会等開催報告書（様式第 3 号）を市に提出してください。

(3) 許可申請

墓地経営許可申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添付して市に提出してください。

(4) 許可取得

(5) 造成工事

(6) 墓地完成・使用開始

墓地完成後は墓地等工事完了届（様式第 10 号）を市に提出してください。